

岩手県の古民家研究

—南部の曲り屋について—

佐島直三郎

はじめに

地表における時間・空間を通して、人間生活の顕著な具体的現象として集落がある。集落は人間生活の場であり、人間活動の所産¹⁾である。近年、都市化現象に伴う集落の構造・変化は自然環境に関わり合いのないほどの構造・機能・巨大化等の様相を呈するようになってきた。

自然的集落、民家は20世紀の時間的進行に伴い、殊に近年我が国の社会構造・生活様式等の変遷・改変²⁾をうけ、自然的伝統的古民家は急速に消滅してゆく傾向にある。

昭和49年(1974)、この改変過程における岩手県の古民家を調査の機会を得た。その調査のねらいはどのように古民家が分布しているか、岩手県の特徴とも言い得る「南部の曲り屋」と「直ご屋」の発生について、あるいは年代的にどこまで遡り得るか、それらの展開や様相はどうであるかなどにあった。本論では、南部の曲り屋の分布と発生の起源をどこまで遡り得られるかについてみるものである。

I 南部の曲り屋の古民家分布

地理学における集落のとらえ方は、位置的・地形的・気候的方法による自然環境論的手法が多く、これに歴史的・時間的な生活基盤の変遷とのタイアップによっての集落研究を形成せしめてきた。それは主として外観的分布形態であって、地表に対する人間活動の具象的なものと把握することにあった。加えて、集落内部の

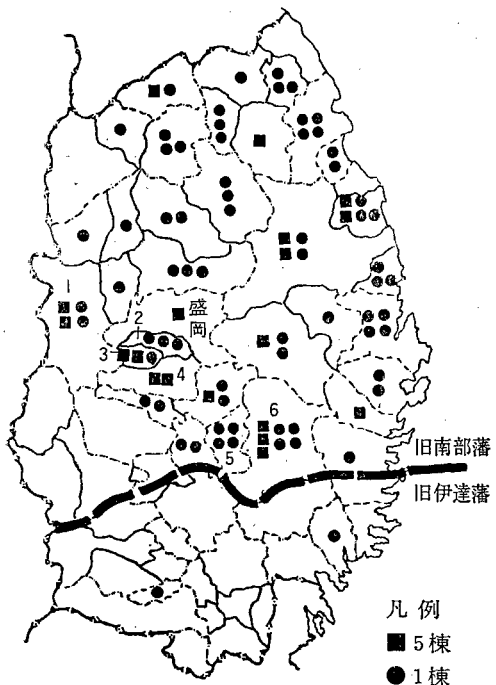
構造的、機能的方法も論ぜられ、また、集落、ムラ、家、民家を民俗学や建築学の立場からの追求もあって、民家を研究対象とする先学は大変多いと言わねばならない。³⁾

本稿は「岩手県の古民家研究」のうち、「南部の曲り屋」を対象とするのであるが、「南部の曲り屋」⁴⁾についての研究もまた多い。しかし、「古民家」と限定すると、地理学からは少ないように思われる。

「南部の曲り屋」は旧南部藩に顕著に見られるものであるが、外観上の曲り屋をそのまま「南部の曲り屋」とすることは出来ない。⁵⁾一般に、主屋に付属室を設け、あるいは、主屋の下手が鍵型になっている住宅を曲り屋と言うのであるが、「南部の曲り屋」は、その曲り部分が「馬屋」になっていることを指すのであるが、この形態は全国的に、例えば福島県会津西部や北陸の民家に見られるものであるので、旧南部藩領に限ったものではない。

その「南部の曲り屋」たる所以のものは、

- (1)旧南部藩領に主として所在し、
- (2)曲り屋(鍵型)住宅である。
- (3)曲りの部分は主屋より小さく、馬屋になっている。
- (4)寄棟が多い。一部に煙出しのあるものもある。
- (5)出入口が平入り(主屋の長方形の、長径の側に出入口がある)である。
- (6)棟(屋根)は主屋が馬屋より一段と高い。などと、その内部機能との関連でみるべきであ



1. 雫石 2. 都南 3. 矢巾
4. 紫波 5. 宮守 6. 遠野

図1 岩手県の古民家曲り屋住宅分布
(1977年3月, 筆者作成)

る。もっとも例外に南部藩領外にみることもあ
る。⁶⁾

また、岩手県南部藩領の中にあっても、曲り
屋が少ないか、全くみることの出来ない地方
(種市・野田・普代・沢内・湯田・和賀・江釣
子・北上の九市町)もある。

南部の曲り屋の分布状態をみると、概ね、北
限は青森県三八地区南部から、西辺は秋田県田
沢湖西部、南限は旧南部領と伊達領との藩境で、
東は三陸海岸に至って、その集中地域は紫波・
矢巾・都南・雫石の町村と遠野・宮守の市村お
よび久慈・野田の市村の3地帯であったが、古
民家における曲り屋分布は図1の如くで、その
集中地帯は紫波・矢巾・都南・雫石の町村と遠
野・宮守の市村の2地帯となり、他の地域は、

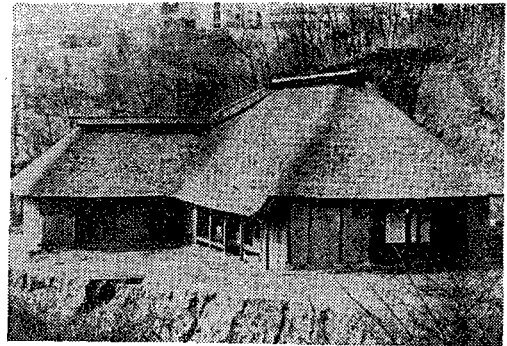


写真1 旧工藤家住宅(もと紫波町)
(『重要文化財旧工藤家住宅移築修理工事報告書』より)

現今の生活様式の改変により古民家が急激に姿
を変えつつあるとみられる。

II 曲り屋の発生について

旧工藤家、菊池家、伊藤家の3例についてみ
てみることにする。

1) 旧工藤家住宅

(神奈川県川崎市多摩区生田 川崎市立日本
民家園(もと岩手県紫波郡紫波町舟久保字小屋
敷120 工藤磯吉氏宅))

「南部の曲り屋」のなかでも一番古いグルー
プに入るものとして報告されている旧工藤家住
宅は形態的外観上、主屋の前面の片側(左)に
寄って、大規模な馬屋部分(曲り部)が突き出
ており、平面がL型になっている。屋根は寄棟
で、主屋より曲り部分が1段低くなっている。
このような形式を岩手県では「南部の曲り屋」
と呼んでいるが、曲り屋外観は同じように主屋
からL型に突出している中門造り⁹⁾と大差ない
ように見られるが、中門造りでは主要出入
口が突出部(曲り)の正面(ツマ側)に設けら
れているのに対して、南部の曲り屋の突出部分
はすべて前方よりとなり、馬屋によって占めら
れ、主要出入口は家屋の正面(ヒラ、大屋根の

流れの方向)に設けられている。

曲り屋は突出部を主屋の北、または西側に設けるのが一般的である。工藤家は主屋の棟行(桁行)の方向からみて、約15度北へ振れていて、ほぼ西に向って曲り部分が突出している。

工藤家の間取りは、突出した曲り部分に馬屋と土間とが設けられており、それを除いた主屋部分の間取りは、普通一般の直ご屋形式の農家の間取りと大差はない。上手より2室が上下の「ざしき」で、「上ざしき」は2間半四方、棹縁天井に床がつく。その下手裏に縦長の「ねどこ」(なかなんど)、更に下手裏に「かって」「じょうい」がつく。「ねどこ」と「じょうい」の表側は「ちゃのま」になり、違い四つ割り部屋形式となっている。「かって」「じょうい」の下手には「だいどころ」と「にわ(土間)」となる。

主屋から曲り部分にかけて「にわ」が兼ねており、その先(曲りの大半)は馬屋となっている。その平面図をみると、主屋10間×5間半、曲り部分4間×3間の中型曲り屋となっている¹⁰⁾。構造的には6.3尺(1.908メートル)を1間の単位として、主屋の上屋(じょうや)を桁行8.75間、梁間4間とし、これに下屋(げや)を張り出しているが、「ざしき」南の「ねどこ」「くちなんど」(もとは「とおrien」)以外は室内に取り込み、上屋柱が独立柱になるものがある。主屋部分には2.5間を基準の部屋割りとし、一部をこの二つ割り(2.5間の2分の1)である1.25間としている。下屋はそれぞれ0.5間とし、3尺5寸および5尺の寸法をとっている。曲り部分は上屋下屋の別はなく、桁行を1間ずつの5間、梁間を2.5間+下屋5尺とした比較的小さいものである。主屋上屋の下手妻に3本の上屋柱、「しもざしき」の内部の独立柱などがある、民家の古型式がみられる。屋根は

茅葺きで、主屋も単純な寄棟造りで、屋根構造も比較的簡単である。小屋組は「さす組」で、棟束(むなずか)も繋ぎもない。曲り部分のみ前面と主屋側で「さす」が異なり、前方で45センチ低くなっている。部材は柱(栗)、差鴨居(唐松)、梁(松)、又首(松)、框(樟)等の各種材料で、仕上げは殆ど手斧(鉦)仕上げ、梁や差鴨居はヨキ(荒い斧の一種)仕上げであり、鉦仕上は框等のわずかな部分のみである。

工藤家の建築年代について確たる資料はないが、「せいろ」の墨書銘に宝暦9年(1759)大工甚六が作ったとある。曲り屋全体が単純素朴な寄棟になっていること、上屋柱の密度の高いこと、間取りと構造の一致していること、2間半の部屋割基準、部屋割りが違い四つ割りであること、独立柱がみられること、手斧(鉦)仕上げであることなどから、宝暦9年前後、18世紀後半ごろの建築と推定される。

2) 菊池家住宅

(遠野市小友町第一三地割46 菊池憲氏宅)

遠野市の南西部の旧小友村は、遠野市街から西に向い小友峠を越えてほぼ12キロメートルにして小友に至るが、別には遠野市街から更に西に向い宮守村に入り、鱒沢から南々東に向ってほぼ15キロメートルにして小友に至る。現今主要道路は後者をとるのが普通である。

菊池家は、主屋4間半×10間半、それに4間×4間半の曲り部分(馬屋)がつき、面積65坪の中型規模の寄棟曲り屋である。主屋は棟行方向からみて北へ75度ふれているので、曲り部分は主屋の西側から南に向って突出しており、平面形態的にはほぼ旧工藤家住宅に類似している¹¹⁾。

上手に表奥の「ざしき」があり、「おくざしき」は1間半×2間、「おもてざしき」は2間半四方、いずれも棹縁天井がつく。「おくざしき」の下手は「ねべや」、つづいて「じょうい」

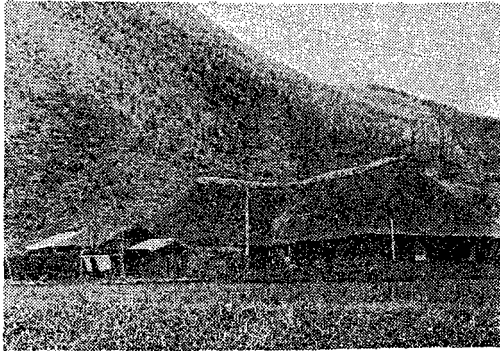


写真2 菊池家住宅全景（遠野市，国重要文化財）

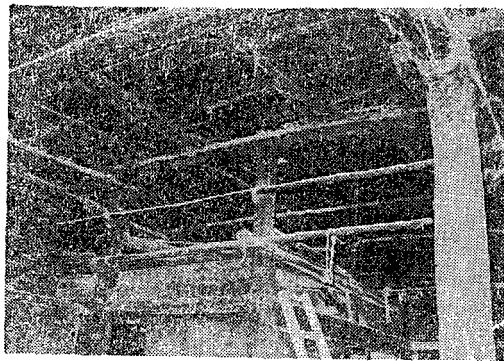


写真3 菊池家住宅内部構造部分

となる。「おもてぎしき」の下手は「とおりのま」、つづいて「ちゃのま」となる。中の「ねべや」をはさんで、「ぎしき」と「じょい」は違い四つ割り部屋となっている。「じょい」「ちゃのま」の下手は「だいどころ」と「にわ」となっていて、「にわ」は曲り部分の「にわ」と兼ね、「うまや」「うしごや」とつづいている。

この曲り屋の原形は、「ものおき」を欠き、「にわ」部分を今より小規模にした直ご屋（長方形）の形式であったが、かなり古い時期に現在の曲り屋型式に改造したと思われる。

菊池家は、総体的に古い遺構に示し、極めて閉鎖的な構えであり、上屋柱の密な配置、鉦（手斧）、斧けづりの柱等の手法からみて、相当な古式民家と推測される。

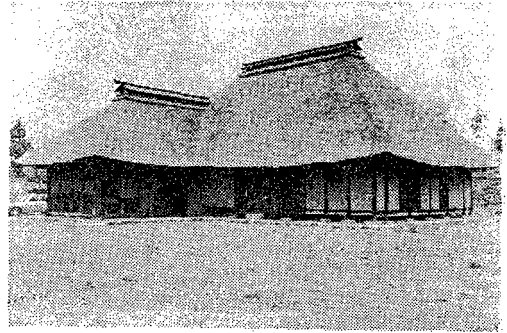


写真4 小原家住宅全景（東和町，国重要文化財）

旧工藤家住宅，小原家住宅（岩手県和賀郡東和町谷内第七地割10 小原忠八家住宅¹²⁾）との発達段階的手法からみて、18世紀前期を下らないものと考えられる。恐らく本屋（主屋）の創建後間もなく曲り部分を改修したものである。この家の当初は高橋家の住宅で、墓碑によれば、初代は白碑，その妻は転び切支丹と思われ，没年は宝永5年（1692），二代は享保8年（1723）とある。ついで，大沢氏，山蔭氏，そして現任の菊池家のものになった。

3) 伊藤家住宅

〔岩手県和賀郡田瀬字覚間沢第一地割170 伊藤喜四郎氏宅〕

前記，菊池家住宅から西へ，直線距離にしてほぼ10キロメートル，旧仙台藩領との藩境近く，盛岡藩領から突出した最南部に当り，曲り屋がかなり残存する地帯，それが伊藤家住宅のみられる田瀬地区である。

伊藤家は，主家4間×7間，曲り部3間×2半に，3坪の濡れ縁がつく。面積37.5坪の小規模な曲り屋である。主屋は棟行方向から約65度北へふれており，主屋の東側から南に向って曲り部を突出させている家屋であって，曲り部分のつけ方は工藤家，菊池家と異なった形式である。¹³⁾

伊藤家の上家の梁間は4間と広く，もとは下

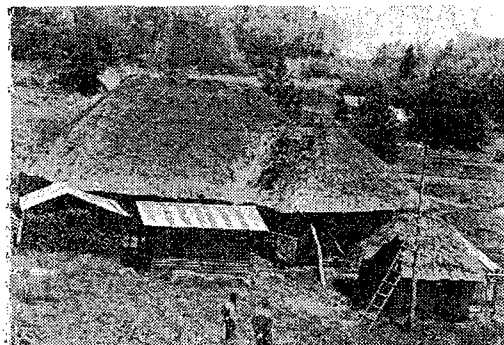


写真5 伊藤家住宅全景（東和町，国重要文化財）

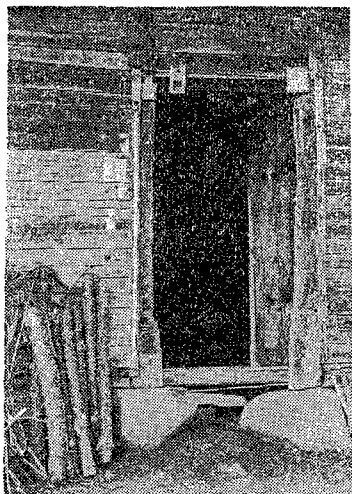


写真6 伊藤家住宅かど口：との口（玄関）

屋の様な単純構造で、小屋梁の中央をとおる「なかうし」は柱の列で直接支えられ、前後の桁とともに「ざしき」「でい」と「なかま」「おかみ」を通して長尺物が使用されている。棟割り式柱の列を境に、田の字型四間取りの住宅で、創建時においては、上手の2座敷以外は土間であったか、もしくは土座形式の広い部屋の、いわゆる広間三間取りであったかとみられる。壁はもと大壁で、開口部も極めて限られた閉鎖的で、軒も低く、総体に古式な建築で、本屋（主屋）の建築年代は18世紀初期位まで遡り得るであろう。¹⁴⁾

殊に、曲り部の接合形式は極めて幼稚にして

単純素朴で、復元図をみるまでもなく、曲り部は後補で、菊池家の曲り屋への改修過程によって先駆的な意味を持ち、曲り屋成立過程において始原的好例と言い得る。

III 南部の曲り屋の発生

18世紀中ごろの成立とみた、旧工藤家と同時代のものとして、東和町小原家住宅、川井村古館勝右エ門氏住宅¹⁵⁾、遠野市鶉崎の鈴木盛雄氏住宅¹⁶⁾、葛巻町の鈴木輝雄氏住宅、大槌町金沢の佐々木ハギノ氏住宅、岩泉町差畑の佐々木善四郎氏住宅、久慈市長内の四役竹三氏住宅など¹⁷⁾広く点在しているが、18世紀中頃になって、中には、小原家住宅のように、主屋に改造・後補を加えて曲り部を連結したのもあったが、南部領下に曲り屋が独得の建築物として成立をみたのである。

この独得な建築物「南部の曲り屋」が成立する先駆的なものとして、遠野市の菊池家住宅をみる事が出来る。菊池家住宅から旧工藤家住宅までは、少くとも技術的に20～30の年数を経たであろうから、菊池家住宅を18世紀の前期とみて大きな間違いはないであろう。18世紀後期であるが、既に「曲り」の文字が出現する。以下、文書によっていくつかの例をみることにする。

- 一. 作高一石¹⁸⁾
- 一. 家三間＝二間 直家 火元安家村用之助
但 くす葺
- 一. 手廻五人怪我無御座候
- 一. 牛馬所持不仕候
- 一. 土蔵無御座候
作高二石五年
- 一. 家五間＝三間 曲二間＝三間 類嶋孫兵衛
但 くす葺
- 一. 手廻十人怪我無御座候

一、所持之馬五匹怪我無御座候

一、土蔵無御座候

作一石一斗

一、家五間＝三間 直家 衛類孫兵衛
但 くす葺

一、手廻八人怪我無御座候

一、所持之馬四匹怪我無御座候

一、土蔵無御座候

〆 口軒焼失

右ハ去ル五日七ツ時自火ニ而焼失仕候、尤火元用之助手廻作働ニ畑江罷出、老女一人差置候処、折節南風烈急火故、色々相働候へ共及兼、家材飯料不残焼失仕候付、早速御訴仕候処、御見分被遣、御見届之通相違無御座候間此段御願仕候。以上

安永五年七月八日 安家村用之助五人組合 与十郎

〃 藤兵衛

〃 久助

肝煎 円之助

松井庄左衛門様

台 十郎兵衛様

(傍点は筆者)

同じく火災に関する文書で、東徳田村（現矢中町東徳田）仁左衛門家の例を掲げておこう。川村仁左衛門家は代々仁左衛門を名乗る旧家であるが、この家屋は、主家105坪、馬屋48坪、計153坪という大家屋であり、¹⁹⁾ 曲り屋様式であったと伝えられている。

東徳田村仁左衛門家十月十五日之夜

焼失仕候ニ付、拝借米願上申事

一、御米 五拾駄

右之通、拝借被仰付被下度奉存候、手廻上下共ニ三拾五老人 馬拾三疋御座候

御兩人、御見分之通、万事不残焼失仕り、手廻渴命仕候 其上如何様ニ茂、小屋掛仕度候

右飯料ニ 以御慈悲 拝借被仰付被下度奉願上候 以上

享保四年十月十八日

仁左衛門

十三郎

中原長右衛門様

江柄九郎兵衛様

東徳田村仁左衛門家居宅此度出火ニ付

家材木奉願上事

一、百五拾本長貳間半 身家馬屋ちやうや長木
但し身家五間ニ拾貳間

馬屋四間ニ七間

一、六百三拾本 同 ほけ

一、三拾五駄 同 楮

右之通、長岡村之内、大平山、北田山之内ニて被下置度 奉願上候 以上

享保四年十月十八日

仁左衛門

十三郎

中原長右衛門様

江柄九郎兵衛様

徳田通之内東徳田村仁左衛門家当月十五日

之夜九ツ過出火仕ニ付委細改書上申事

一、七間ニ拾五間 身家庭共ニ

一、四間ニ拾貳間 馬屋庭共ニ

一、家財 雑具 不残

一、雑穀 不残

一、稻にお（但し稻数五千余） 五ツ

一、内庭ニ入置候 稻 貳千余

一、馬四疋

農具道具馬具共ニ 不残

持地安堵手形并ニ下人請状 其外手形類

不残焼失 右ハ不残焼失

これらの文書に記載されたもののうち、家屋関係について考察してみる時、仮に記載家屋の

様式が曲り屋であったとすれば、享保4年(1719)年以前に、既に曲り屋があったとみることが出来る。であるとすれば、18世紀初期あるいはそれ以前に曲り屋が発生したと言い得るであろう。既にみたように、菊池家住宅は曲り屋としても18世紀前期のものとみられる。その菊池家住宅よりも、幼稚にして単純素朴な手法とみられる伊藤家住宅は、18世紀前期よりももう少し以前の、18世紀初期あるいは17世紀末期に遡らせて、何ら不思議さを感じさせない始原的な曲り屋とみなすことが出来る。

(秋田) 県下民家の中門の成立期については、17世紀後半の土田家や17世紀末ごろの鈴木家の中門は後の増改築であり、18世紀前半の嵯峨家も当初と断定できない。しかし、鈴木家は普請帳によれば、享保18年(1733)中門が延230人の手伝で建替られており、「立替」とあるから、前身中門はおそらく簡単な構造でも17世紀末にさかのぼることが知られる。……南部領八戸市の寛文年間の火事届書(上杉修氏所蔵文書)に曲屋の語が見え、また会津藩では正徳元年(1711)の農家々屋禁令に既中門の規模制限(方二間まで)がみられる。このように周辺の状況を合せ考えると、秋田の中門造は17世紀末ころ成立し、18世紀初期に本格化したとみてよい。²⁰⁾

南部領八戸市の火事届出書に曲り屋が記録され、それが寛文年間(1661—73)であるという。伊藤家の18世紀初期あるいは17世紀末より、もう少し前進して17世紀中—後期まで遡ることとなるが、不幸にしてそれに当る建築物が今のところ見当たらないし、現今の社会情勢ではもう発見することは不可能かとも思われる。

南部藩は寛永11年(1634)、内高205,550石のうち給所103,660石、御蔵領101,900石であった。慶安5年(1652)、内高は同じで給所99,135石、御蔵領127,444石となり、寛永年間よりも藩庫

²¹⁾収入が増加された。寛文4年(1664)、南部藩主重直、嗣子を定めず逝去し、このため遺領を8万石と2万石に分ち、盛岡南部藩と八戸南部藩に分裂した。盛岡南部藩は、新田開発を奨励すると共に、領内総検地を企て、寛文6年(1666)から18年を要して施行し、その結果、新田開発として2万石が公認され、本地8万石に加増10万の大名となった。²²⁾また延享2年(1745)8月、南部藩西徳田村孫次郎が自火で「九疋有候馬之内六疋焼死、二疋焼疵=而病馬=相成、漸一疋無事」という事件が勃発した。藩では「孫次郎甚不心得之無調法メ被召置候、都而百姓牛馬をたより、一切之農業尽力ヲ得候事=候、然ヲ常々感居可申事=候、難=臨而財宝=心を引れ、右躰之生類一命をたすけ候筋相忘候事など有之候而ハ、以之外不調法之儀=候」とあり、文化元年(1804)の「百姓身持教訓」に「何卒よき牛馬を持様に心懸けべし、夫に付牛馬を深く哀れむべし、……主たるもの油断なく心を付、牛馬を大切に到すべし」と、農業経営に大切な牛馬であるので、牛馬飼育の心掛けを教えている。

近世南部藩に南部駒を産し、南部領糠部郡の一戸・二戸・三戸・四戸・五戸・六戸・七戸・八戸・九戸は「九牧」からきているという。²⁵⁾正保2年(1645)の書上絵図には領内牧場として、三崎野・田鍬野・相内野・畑打野・広野・又重野・木崎野・蟻渡野・奥戸野の十牧を書上²⁶⁾げている。

宝永3年(1706)、南部藩は領内飼育の馬に²⁷⁾ついて、

- 一. 母駄(牝馬)を上中下の三等級に区分し、本帳(馬籍帳)に登録すること
- 二. 上中下判別のため髪を切りおくこと、父母の髪を切り、一般牝馬と区別すること
- 三. 記帳もれの無いようにすること、記帳も

れの場合は馬主・五人組・肝入まで責任を問われること

四. 許可なくして他領に馬を出すことを禁ずること

五. 他領に売払の馬は老馬、十歳以上の小荷駄、下駄等であるがそれについても代官の許可を得ること

など八カ条の布告を出している。すなわち、留馬として、厳重に統制されていたのである。

寛文4年(1664)4月の「他領江出申間敷法²⁵⁾度物」の中に、

- 一. 米
- 一. 胡麻
- 一. 蠟
- 一. 紅花
- 一. 鉄并鋏・鎌・山刀・針色々
- 一. 鉛
- 一. 牛馬

(以下略)

にも出ており、元禄7年、享保12年の「雑書」の中にも、明和6年の「御国産之内他領出御制禁之品」にも牛馬の他領移出を禁じている。牧場に飼育され、民家に飼われ、津右衛門家に4疋、仁左衛門家に7疋(内4疋焼死)孫次郎家に9疋(内6疋焼死)が飼養されていた。

民家には馬屋が必要であり、主屋にならべて直線的に馬屋を付けるか、あるいは鍵型にして馬屋を付設して行く時期は必然的に生じていたのであろう。そうなればその鍵型(曲り部分)に南部駒一南部の曲り屋一を生んできたに相違ない。その時期が寛文年間頃、あるいはそれ以降、馬屋を付設する民家をみられてきたといえよう。

また、「南部藩法」に民家・家作関係の禁令事項が見えてくるのは寛文年間からである。²⁶⁾

寛文十二壬子年

- 一. 閏六月廿四日

條々

- 一. 家作応分限軽可仕事

延宝六戊午年

十二月朔日

覚

- 一. 家中大身、小身によらず、其身相応よりハ作事并着衣裳、幾度も被仰付候通猶以軽可仕候

元禄十三庚辰年

- 一. 正月十一日 去年以之外不作=付、御物成米例年より悉不足出、先年凶作以後打続凶作故、諸民難義仕候段、旧臘以御書付豊後守様迄被仰上候、依之、銘々勘略仕費無之様相慎可申旨、從江戸も申来候付被仰渡候事

- 一. 家居縦古ク候共、今年は繕迄=て 急度作事等仕間敷事

元禄十七甲申年 三月晦日改元宝永

- 一. 三月十三日

覚

- 作事并衣類、振舞等之儀 先達て被仰出候通弥急度相守、随分かるく仕へし

宝永三丙戌年

- 一. 三月十五日 殿様御参勤被遊候付 御役廻并御家中諸士江被仰渡候御書付

覚

- 一. 作事并衣類、振舞等之儀、先達而被仰出候通弥急度相成、随分かるく仕へし

以下、『南部藩法』には「家作ハ分限=応ジテ軽ク仕ルベキ事」とか、「先達て仰せ出され候とお、いよいよ急度相守り、随分と軽く仕るべき事」と、宝永(1704~)、享保(1716

～)以降、家作について禁令事項が増加してくるが、「仰せ出され」る規制内容が明確ではない。寛文総検地には、屋敷地の竿打も、民家の調査もなかった。享保年代に至って、藩財政の困難から、屋敷地が計測され、人頭税とともに課税の対象となった。たとえば、次に示す享保³⁰⁾12年の文書によってもそのことがうかがえる。

一、(享保十二年)十月九日、寸志銭老人=付式拾文宛、十月之内指上申様=被仰付候。月々指上申所大役銭=御座候。

またこれら家屋の計測は、農家・町家などの全ての屋敷地を対象とされていたことは、次の文書³²⁾によってもわかる。

覚

一、百姓居住屋敷之大小、并名子屋敷、右田之中之屋敷、畑之中之屋敷、其分ヶ書付、四方間数并土地之上中下之信ハ廻畑之信を以書上可被申事。

一、百姓地ハ不及申=侍并町人田屋地、寺社地、行人山伏居候等、右之内当地・樹木・くね・垣等=而家無之屋敷地、一向目当テも不相見得屋敷地、有之候ハバ念入改メ、高之内=候哉、穴地=候哉、其分ヶ并并間数信 書上

右同断

享保十五年庚戌三月廿一日

御代官 大沢与惣右エ門様

〃 藤根 伝兵衛様

時御役人 中市 吉右エ門様

〃 小田代 新蔵様

御竿ハ六尺五寸式間竿=而御通シ被遊候以上

一、御竿取 御足輕御町 茂伝治 理右エ門

小 頭 助右エ門

花巻御代官所御帳付 安懐村 角下

此方御帳付 御町 伝兵衛
御村支配役 大田代茂右エ門
猪川 浅右エ門
御方御役人 小田代平治右エ門
栗生沢 弥惣治
大田代治左エ門
三ヶ尻十右エ門

かかる屋敷地の計測の場合、1坪は6尺5寸竿で行なわれていたことは明白である。しかし、巷間に伝わる民家についての広さの坪数制限、屋根ならびに天井の高さ制限、長押をさすことも、内便所を設けることも禁止され、窓(開口部)の大きさが課税の対象になるなどの禁令法度は寡聞にして、今のところ見当らない³³⁾。このような禁令法度が、南部の曲り屋にどのようにかわりをもつかということについては、何れ機会を見て述べたい。

(岩手県立黒沢尻工業高校)

(付)本研究は筆者が昭和49年、岩手県教育委員会に所属した頃行なったもので、ご教示を頂いた主任調査員佐藤巧博士(東北工科大学教授)をはじめ、調査にご便宜とご協力を頂いた文化課長小形信夫氏ならびに文化課職員および県内市町村教育委員会、それに第2、3次調査員の方々に謝意を表したい。

なお、本研究は1977年日本地理学会春季学術大会に発表(要旨は「日本地理学会予稿集」12に掲載)したものに加筆したものである。

[注]

- 1) 木内信蔵「集落」『都市・村落地理学』朝倉書店、1967、1頁
- 2) 古民家とは、100年以上経過した庶民の住宅を言うのであるが、それに農・工・商のほか、下級武士のものも含むのである。100年という時間的経過は直系家族三世以上をへるものであり、それによって、地域の自然的・歴史的・社会的特性と結合して表現された具体的現象とみなすことができる。
- 3) 佐藤基次郎「日本農家の建物構成と配置方式」人文地理14-6、1962、岩手県教育委員会『岩手

- 県の古民家』1977ほか多数。
- 4) 遠野市教育委員会『遠野の曲り屋』1977, 小野芳次郎『東北地方の民家』1968ほか多数。
- 5) 佐島直三郎「岩手県の古民家」『日本地理学会予稿集』12, 1977, 佐島直三郎「ザンキワランと南部の曲り屋」『農業普及』1976
- 6) 曲り屋の特徴は馬屋と切り離すことは出来ない。岩手県に牧・繋地名の多いことや牛馬の飼育頭数の多いことからみてもその関係がみられる。

牛馬飼養戸数 (1935年, 農林省統計表)

県名	牛3頭以上	順位	馬3頭以上	順位
青森	1,051戸	2	2,753戸	2
岩手	2,237	1	5,228	1
宮城	235	5	1,182	5
秋田	349	3	3,192	4
山形	322	4	196	6
福島	219	6	1,700	3

- 7) 筆者の調査によっても, 田沢湖町生保内から田沢湖西部の瀧野まで曲り屋の分布を認めた。
- 8) 川崎市『重要文化財旧工藤家住宅移築修理工事報告』1976ほか
- 9) 秋田県教育委員会『秋田県の民家』1973ほか
- 10) 岩手県旧南部藩領下では「南部の曲り屋」の規模について, 主屋8間×4間, 曲り部分4間×4間, 約50坪前後を普通(中規模)の曲り屋といっている。
- 11) 岩手県教育委員会『岩手県民家緊急調査報告書』1975
- 12) 東和町『重要文化財小原家住宅保存修理工事報告書』1975
- 13) 前掲1)
- 14) 前掲3)『岩手県の古民家』
- 15) 前掲4)『遠野の曲り屋』
- 16) 前掲15)
- 17) 前掲14)
- 18) 野田代官所文書「享和三年諸願書留帳」森嘉兵衛『九戸地方史』所収, 1969
- 19) 現当主川村仁左衛門氏談
- 20) 前掲9)
- 21) 「藩の財政」『岩手県史』第五卷, 近世編2所収, 1963
- 22) 「郷村古実見聞記」『岩手県史』第五卷所収

- 23) 森嘉兵衛『奥羽農業経営組織論』有斐閣, 1953
- 24) 前掲23)
- 25) 『岩手県史』第五卷
- 26) 前掲25)
- 27) 「宝永三年牛馬定目留置」『岩手県史』第五卷所収
- 28) 「南部藩雜書」『岩手県史』第五卷所収
- 29) 「南部藩御家被仰出」盛岡公民館蔵ほか
- 30) 前掲22)
- 31) 土沢町・江州屋記録『東和町史』, 下巻所収, 1974
- 32) 砂子, 佐藤良助氏所蔵文書『東和町史』下巻所収, 1974
- 33) もっとも, 岩手県下, 旧伊達藩においては次のような規則がみられる。
- 一 肝入検断惣百姓共に自今以後不応身分家作仕へからず但道筋之町屋宿仕輩は格別之事
(寛文8年御村方万御定)
- 一 百姓作事之義公義御馬買衆并諸大名衆御通道中は勝手次第に作事可仕雖然襖障子にも或は唐紙張付或はかえしき類之絵様不可用之其外至而結構仕間敷候事
- 一 右之外御家中之侍衆往還之道中作事自今以後裏板長押塗縁等不可仕之表向板敷迄義は制外之義雖為勿論諸事結構仕間敷候事
- 一 往還之外在々百姓板敷堅無用之事雖然大肝入村肝入表向板敷之儀は不苦候事
(延宝5年 百姓共地形分御式目)
- 在々所々山林狼に伐取候趣相聞え候御林は勿論諸給人自分林百姓居久根等盜盜伐候者, 於有之は見当次第急度急仕還可被仰付候
(元禄14年 仙台藩令)
- 「宝永七年之頃迄は人家も不足に而家内多に相続仕候, 利左衛門先祖を初め老家には高見の平右衛門, 齊兵衛其外犬之頭より川の面迄凡廿間許の内板敷之家作五間有是候由承伝申候, 其外掘立柱に而土座あみ戸敷物は猫かきと申者相用膳山をしき, 尤衣類は都織絆着用致者無之肝入検断又は格別分限之者許相候義承伝申候, 且つ松川村家作石盤を以建候, 新宅と申者, 長根屋敷長兵衛先祖, 宮本明覚院先祖小泉屋敷久内と申者并に脇谷屋敷善左衛門先祖□五間の外無是事に申伝承及申候事」
(東磐井郡松川村風土古今見聞永代牒)

「享保元文の頃迄は家作も廉相、板敷等は肝入検断扱は御役人様方御宿等の者其外は見世店斗なり、余が家元文五年に造り替し家は横縦は今の家の通りなれ共板敷は中間より入斗り、常家へは土地にて有し、障子も入の座敷に半間障子ニカ所、中間は三尺四方位の窓一間有、葬礼の時杯欄干廻りを仕懸ぬれはかつき出されず、去に依て前庭へ薙を敷、夫にて

しつらひかつきしなり、今は障子の五枚拾枚なき家はなし、其費幾何ぞや年々張替の紙代も少からず、余が姉享保十三年に生れし初孫迎余が祖父畳を刺初坐立の振舞せしなり……」 (気仙沼本郷旧事記)

以上の文書については『水沢市史』第6巻(1978年)所収の「衣・食・住」の項を参照のこと

THE ORIGIN AND DISTRIBUTION OF A TYPE OF RURAL FARM HOUSE IN NORTHERN JAPAN

Naosaburo SAJIMA

The purpose of this paper is to show some findings on native rural farm houses in Iwate prefecture, northern Japan.

Native farm houses in Iwate prefecture are classified into two groups, so-called *Magariya* (L-shaped house) and *Sugoya* (square house). The *Magariya* is distributed in an area north of a line between Kitakami and Kamaishi city. This area was ruled by the Nanbu Clan during Tokugawa Era. It has been asserted that the *Nanbu-Magariya*, the features of which are found in simplicity of its design, construction, and materials, originates far back from the mid eighteenth century.

Surveying three existing older *Magariya*-s, the author presumed that one of them was built in the mid eighteenth, another in the beginning of eighteenth, and the other in the end of seventeenth century respectively. On the other hand, some of old records tell us that a *Magariya* burned down in 1776, and a stable belonging to a *Magariya* was also lost in a fire of 1719. Although the word *Magariya* is seen in a report about fire as early as during the Kanbun period (1661-1673), no existing sample built in this time is found in the area where the author have made his survey. As a result, it is confirmed that the origin of the *Magariya* can be traced back to the end of seventeenth century at the earliest.